## 特定非営利活動法人NAGOMI MIND 謝金規程

(目的)

**第1条** この規程は、特定非営利活動法人NAGOMI MIND(以下、当法人)が団体外部に支払う 謝金について必要事項を定め、事業の円滑な運営を目的とする。尚、講師の謝金については別途規定に より定めることとする。

### (謝金対象者)

第2条 謝金の対象者は、当法人の役員・社員及び職員以外の者とする。

### (謝金の種類)

- 第3条 当法人が支払う謝金の種類と対応する役務は次のとおりとする。
  - ① 会議出席謝金

本法人が開催する委員会等会議の構成員として委嘱した者が、当該会議への出席に対するもの

- ② 執筆・原稿作成謝金 本法人が作成する冊子、WEBサイトの文章執筆やイラスト等デザイン原画に対するもの
- ③ デザイン料 チラシ・ポスター等のデザイン制作に対するもの
- 4) 出演料

映画、演劇その他の芸能についての出演料、個人の芸能プロダクション等へ支払うもの

- (5) 相談料
  - 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金
- 6) 取材料

インタビュー等の取材に際して、当法人が相手方へ支払う報酬・料金

#### (謝金の単価等)

- 第4条 前条で規定する謝金の単価は次のとおりとする。
  - ① 会議出席謝金
    - 1人1回を1単位とし、8,000円
  - ② 執筆・原稿作成謝金

文字数を 400 字詰に換算し、400 字あたり 3,000 円とする。なお、400 字未満の端数が生じたときは、400 字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については 2,000 円とする。

イラスト等原画は、一式 5,000 円とする。但し、サイズ、校正回数、手描き/パソコン描き、納品 枚数等を考慮し、単価を大幅に逸脱しない範囲で個別に相談決定することができる。

③ デザイン料

チラシ・ポスター等のデザインについては、1画像につき 30,000 円とする。尚、デザイナーの経験年数、職歴等を考慮し、個別に相談決定することが出来る。その際、価格は1画像に付き 100,000 円を限度とし、理事会の特別承認による決議を受けなくてはならない。

## (4) 出演料

1人1日を1単位とし、100,000円とする。但し、出演時間・内容、出演者の受賞歴・作品出演歴・経験年数・所属プロダクション等を考慮し、個別に相談決定することが出来る。基準の2.0倍以上の額となる際には、理事会の特別承認による決議を受けなくてはならない。

## ⑤ 相談料

1人・2時間を1単位として、10,000円とする。但し、先方の規程価格がある場合には見積書・理事会での承認を受け、個別に調整することが出来る。

# ⑥ 取材料

1人・2時間を1単位として、7,000円とする。取材に要する交通費、会場費等は当法人の負担とする。但し、先方の規程価格がある場合には見積書・理事会での承認を受け、個別に調整することが出来る。

2 前項の規定と異なる単価を適用する場合は、理事会の特別承認によるものとする。

# (謝金の支払い方法)

**第5条** 謝金は、支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、これによることが困難な場合は、他の方法により支払うことができる。

#### (税務関係)

**第6条** 謝金の支払いにあたり、所得税等の源泉徴収、消費税の算定など、税務関係の法令で定めに従い 処理を行うこととする。

#### (補助事業等)

**第7条** 補助事業、助成事業、受託事業を行う場合であって、謝金の取り扱いについて本規程と異なる基準が示されている事項は、これを優先するものとする。

#### (その他)

第8条 この規定に定めのない条項については、理事会の決議を経て別に定める。

#### (規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は理事会の決議により行うものとする。

# 附 則

本規程は令和5年4月1日から施行する。(令和6年2月27日理事会決議)